いちからわかる こども園

小学校に入学する前の子どもたちは将来、「こども園」に行くことになりそうだ。いまの幼稚園や保育所と、どこが違うのだろうか。

（杉原里美、見市紀世子）

Q 現状は 幼稚園と保育所 低くなった垣根

いまの保育所や幼稚園は、同じ年ごろの子どもを預かるのに、担ってきた役割が違う。一般に共働き家庭の5歳までの子どもを預かり、食事を与えるなどの「保育」をするのが保育所。幼稚園は専業主婦の家庭の利用が多く、3、4歳から小学校に入る前までの子どもがお絵かきなど「幼児教育」を受ける。いずれも100年以上の歴史があり、担当する役所が厚生労働省と文部科学省と異なる。そのため、利用するルールも違っている。

部屋の大きさなど国の基準を満たし、国や自治体から補助を受ける認可保育所に子どもを入れるには、公立も私立も自治体の窓口を通じて申し込む。第1希望に空きがなければ第2希望以下の保育所に回され、その自治体の保育所に空きがなければ待機児童となる。一方で、幼稚園は利用者が直接契約をする。子どもの行動観察や親子面接をして選抜する園もある。

子どもを預かる「保育時間」も差がある。認可保育所は、8時間を原則に延長もある。幼稚園は4時間程度が標準だ。だが、最近はパート勤めの主婦のために子どもを長時間預かる幼稚園もある。親の要求を受けて、教育に力を入れる保育所も出てきた。幼稚園と保育所の垣根は低くなってきている。そこで、これまでも幼稚園と保育所を一体で運営する「幼保一体化」が検討されてきた。ただ、担当する役所が権限を手放さず、実現していない。

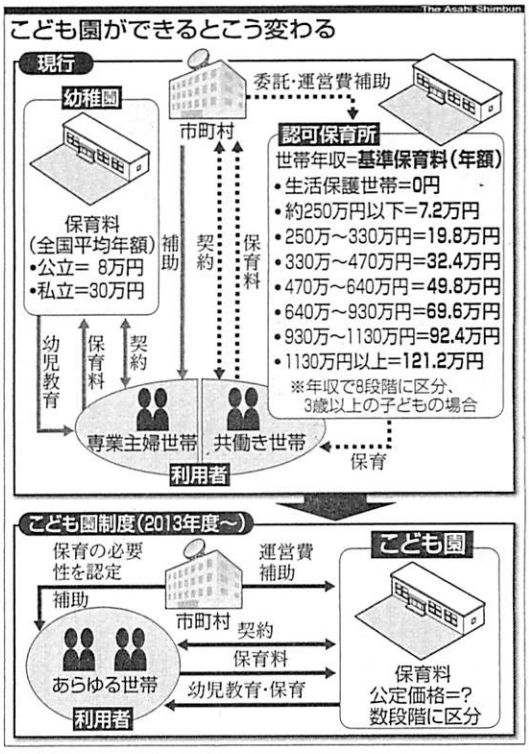

Q どうして統合するの 待機児童の解消に期待

こども園をつくる構想は、懸案の「幼保一体化」の実現に踏み込むものだ。内閣府は今月1日、2013年度から10年間かけて幼稚園と保育所を廃止して、新たに設ける「こども園」に統合する案を提示。目的を「親の働き方や所得に関係なく、地域の子どもたちに幼児教育も保育も一体で提供する」と説明する。

さらに子どもを預けたくても受け入れ先のない「待機児童」の受け皿としても期待されている。認可保育所の定員約216万人（今年4月現在）に対し、待機児童は2万6千人余。別の施設で入所待ちをしている子ども含めれば、100万人が潜在していると

される。一方、幼稚園は少子化から定員割れ状態で、09年度は定員約236万人の3割以上が埋まっていない。そこで、保育所の足りない分を幼稚園の空き定員の分で補おうという狙いだ。既存の施設を活用するから、ほとんどお金がかからないという利点もある。

06年度から各地でつくられ始めた「認定こども園」も幼稚園と保育所の機能を兼ね備えるが、運営側はそれぞれのルールに従って書類申請などが求められる。それもあって、現在は全国で500園余と普及が進まない。新設されるこども園は新しいルールを決め、学校法人やNPO、株式会社などが運営に参加することも促す。施設の数自体も増えていく可能性がある。

ところが、親からは「こども園になると幼児教育をしてくれないのではないか？」という不安の声が出た。保育所には、幼稚園の施設に合わせることで保育の質が下がるという懸念もある。こうした声に配慮し、内閣府は16日、幼稚園も保育所も存続できる妥協案を出した。施設はこども園でも幼稚園の看板をつけて幼児教育だけを行ったり、こども園にならずに幼稚園のまま存続したりできる案だ。

幼保一体化の構想は遠のくが、できる所だけでも、こども園に移そうという苦肉の策といえる。ただ、財政支援は一体化する施設に手厚くされるため、制度づくりの担当者は「残るのはほんの少しの幼稚園だけ」とみている。

Q 料金はどうなるの 負担が増える可能性も

こども園の保育料は、全国一律の基準をもとに自治体が決めることになる。どこに住んでも子どもに公平に公費が行き渡るようにするためだ。家庭の負担は、その基準のあり方しだいで変わってくる。

いまの認可保育所の保育料は、世帯の年収で異なる。ただ、基準保育料をもとに自治体が決めるため、住んでいる自治体が同じなら公立でも私立でも同じ料金だ。例えば年収400万円の家庭が3歳以上の子どもを預ければ、基準保育料は月額2万7千円。一方、幼稚園の保育料は施設ごとに違い、私立なら全国平均で月2万5千円。別に高額な入園料がかかる場合もある。

こども園でも、低所得世帯の負担が減るように年収によっていくつか段階ができる見込み。現在の8段階よりは区分が少なくなるため、年収400万円の世帯が中所得層に組み込まれれば、いまよりも負担が増える可能性もある。

ほかに影響しそうなのが、決められた保育時間を超えて預ける時にかかる延長料金の取り扱いだ。

各世帯の保育時間は、必要性の面から自治体によって認定されることになる。例えば、親がフルタイムで働いている3歳未満児なら11時間程度、専業主婦の3歳以上児なら4時間程度というような保育時間が想定される。これまで保育所を利用しにくかったパートや自営業の家庭も、働いている時間が保育時間に算入されることになる。

保育時間を超える延長料金は、自治体によっては年収で区分されていないため、低所得世帯も高所得世帯と同じ負担を求められる可能性がある。また、いまは自治体からの補助が出ているが、これを全額自己負担とされるようなら家計にとって痛手だ。

また、園外から講師を招くなど独自の幼児教育をする場合に、高めの保育料を設定される可能性もある。

Q みんな入園できるの 3歳未満に課題

希望者が不当な理由で入園を断られないように、こども園には申し込みに必ず応じる義務を負わせることになりそうだ。こども園は、利用者が直接契約を結ぶ。自治体が入園の審査にかかわらないため、保育料を払えない恐れがあることなどを理由に入園を拒否されることを防ぐためだ。

一部の私立幼稚園が実施している選抜は、原則として認めない。ただ、空きがない場合は入園を断られてしまう。こんな時、自分でほかの園を探さなければならないのではないか、という心配もある。厚労省は「情報提供は、市町村に責任がある」としている。

保育所なら、ひとり親家庭の子や虐待の被害にあった子など、自治体に優先度が高いと判断されれば優先的に入所できた。とくにこうした子どもには確実に利用できるこども園をあっせんする必要があり、自治体は「質の高い保育サービスを確保する」という強い行政責任を負わされる。

一方、待機児童の8割以上を占める3歳未満児は受け入れてもらえない事例も出てくる。16日に示された内閣府案には「満3歳未満児の受け入れを義務づけない」と記された。これは、幼稚園から移ることも園は必ずしも3歳未満を預からなくてもいいことを認めたものだ。

保育所には給食用の調理室が必ずあるが、3歳未満を預からない幼稚園の施設基準には調理室は含まれていない。新たに調理室を整備するには場所もお金も必要になるため、調理室がないこども園もできる。こうしたこども園が増えれば、幼稚園の空き定員で待機児童を吸収しようにも、受け入れ態勢が十分に整わないことも想定される。